

兵庫県立姫路東高等学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は、校訓「自主・創造・友愛」の精神に基づき、知・徳・体の調和のとれた人格の陶冶を図り、地域社会や国際社会に貢献できる有為な人材を育成することを目指している。また、「個性 伸ばせば 夢 羽ばたく」の教育理念のもと、普通科単位制高等学校として、「生きる力の育成」・「単位制学習システム」・「キャリア教育」を通じて、「21 世紀に羽ばたく人材」を育成すべく教育活動を展開している。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組めるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的考え方

本校は明治 42 年創立の県立姫路高等女学校を前身とし、昭和 23 年に男女共学、平成 15 年に普通科単位制高等学校に改編し、現在創立 113 年目を迎える伝統校である。生徒は真面目で真摯に勉学に励み、希望進路を実現すべく有意義な高校生活を送っている。

また、部活動も活発で 8 割以上の生徒が部活動に参加し、日々練習に励んでいる。さらに、クラスや年次、そして学校の団結を固めるべく、学校行事の充実にも力を注いでいる。しかし、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる教育活動を展開すべく、以下の指導体制を構築し、いじめ防止を学校全体で推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するキャンパスカウンセラーにより構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。また生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査して対応する。

別紙 2 早期発見のためのチェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に関わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品を強要された場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が長期にわたって学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合を認めるとき」で、いじめにより在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態を不登校重大事態という。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識および経験を有する外部の専門家である保護司、および民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。暴力や恐喝など犯罪性が認められる場合は、警察等の関係機関とも連携を図る。必要に応じて学年および学校すべての保護者を対象に、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

不登校重大事態と判断した場合、不登校重大事態に関わる調査の指針に基づいて、事実関係を可能な限り網羅的に明確にするための調査を実施する。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査することを第一に考える。

5 その他

本校は、校訓の精神に基づいた学校づくりを通して、互いが思いやり、豊かな人間関係を育むとともに生命や人権を尊重する人間性の向上を目指し、教育活動を推進してきた。また、地域や保護者との連携を密にし、教育内容や学校評価等を公表し、学校の活性化とより良い校風づくりに取り組んできた。

この、「いじめ防止基本方針」についても、学校ホームページで公表するとともに、学校評議員会、年次懇談会、三者面談などのあらゆる機会を利用して保護者や地域に発信し、連携していじめ防止に取り組んでいく。さらに、いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策チーム」を中心に点検し、必要に応じて修正していく。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域と連携した学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。